

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2009年(平成21年)5月13日

福山市長 羽田 皓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピータウンみどり町店

所在地 福山市緑町1番51号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) 丸正製粉株式会社 代表取締役社長 久山 敏

岡山県岡山市築港元町7番30号

(変更後) 丸正製粉株式会社 代表取締役社長 榎本 健太郎

岡山県岡山市南区築港元町7番30号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社天満屋ストア 代表取締役社長 高原 弘志

住所 岡山県岡山市岡町13番16号

(変更後) 名称 株式会社天満屋ストア 代表取締役社長 土屋 信明

住所 岡山県岡山市北区岡町13番16号

3 変更の年月日

(1) ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

2009年(平成21年)2月25日

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

2009年(平成21年)4月1日

(2) ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

2009年(平成21年)3月1日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

2009年(平成21年)4月1日

4 変更する理由

設置者と小売業者の代表者の氏名及び住所の変更のため

5 届出年月日

2009年(平成21年)4月28日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部商工課及び福山市企画総務局企画部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2009年（平成21年）5月13日から同年9月14日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2009年（平成21年）9月14日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部商工課